

学校施設更新計画(素案)作成に向けた基本方針にご意見をお寄せください

区学校施設計画課 (☎5722-9307、☎5722-9333)

区立小・中学校のうち、25校が築50年以上を経過し、老朽化対策が喫緊の課題となっています。児童・生徒や地域住民の安全・安心に向けて、小・中学校の建て替えなどを計画的に実施するため、整備手法などを具体的に示す学校施設更新計画を策定する予定です。基本方針を作成しましたので、ご意見をお寄せください。

説明会を開催予定です(事前予約が必要です)。詳細はホームページ(右コード)をご覧ください。お問い合わせください。



意見の提出方法

書式は問いませんが、「学校施設更新計画(素案)作成に向けた基本方針への意見」と明記のうえ、住所・氏名(ふりがな)、団体の場合は所在地・団体名・代表者名、在勤・在学者は所在地・名称を記入し、郵送、FAX、Eメールで、8/28(必着)までに、総合庁舎本館5階学校施設計画課(〒153-8573目黒区役所〈住所不要〉、☎5722-9333、✉gakkoukoushin1@city.meguro.tokyo.jp)へ。頂いたご意見には個別に回答しませんが、要旨を取りまとめで公表します(原文、住所・氏名などは公表しません)。

基本方針(全文)は、総合庁舎本館1階区政情報コーナー・5階学校施設計画課、地区サービス事務所(東部地区を除く)、住区センター、図書館、ホームページ(左コード)でご覧になれます。※感染症対策のため、施設での閲覧を休止する場合があります

消費生活を楽しく学ぼう キッズCon.チャレンジ

消費生活センター係 (☎3711-1133、☎3711-5297)

「Con.」は、コンシューマーの略語で、消費者のことです。子どもたちに小さな消費者としての力と知識を身につけてもらうため、夏休みに楽しく参加できる小学生向けのパネルクイズを実施します。挑戦者には参加賞があります。希望者は当日会場へ。

パネルクイズ

日時 8/3(月)~21(金)
10:00 ~ 16:00
(土・日曜日、8/10を除く)
会場 消費生活センター
(目黒2-4-36
区民センター内)



▲パネルクイズに挑戦する子どもたち

この問題分かるかな?
学校の校歌をインターネットに自由に公開してよい。
○か×か。
答えは会場のパネルを見てね

おうち時間で、楽しく学ぼう!消費生活

食べ物やお金のことなどについて、クイズなどで楽しく学べる小・中学生向けのホームページ(右コード)を紹介しています。ぜひチャレンジしてみてください。



出典：農林水産省ホームページ



出典：東京都ホームページ



出典：東京都ホームページ

さまざまなコンテンツで楽しく学べます

権利擁護センター「めぐろ」 元年度事業報告

権利擁護センター「めぐろ」(☎5768-3964、☎5768-3965)

権利擁護センター「めぐろ」は、高齢者や障害のあるかたが地域で安心して自立した生活を送ることができるよう、さまざまな支援を行っています。また、保健福祉サービス苦情調整委員の事務局としての業務も行っていきます。詳細は、目黒区社会福祉協議会ホームページ(右コード)をご覧ください。



相談事業

●一般相談(表1)

成年後見制度、高齢者や障害があるかたへの福祉サービスの利用・日常的な金銭管理などの相談を受け付けています。

●専門相談

(相談件数61件)
成年後見制度の利用、遺言・相続などについて、弁護士や司法書士による無料相談を行っています。

表1 一般相談件数

内容	件数
権利擁護	1,619
成年後見制度など	901
苦情相談	83
その他	32
合計	2,635

日常生活自立支援事業・身体障害者等福祉サービス利用援助事業

(年度末契約件数42件)

判断能力が十分でない高齢者や障害のあるかたなどに、次の支援を行っています。

- 福祉サービス利用援助(郵便物などの書類整理、各種行政手続きほか)
- 日常的な金銭管理(預貯金からの生活費払い戻しや公共料金支払いほか)

成年後見制度の利用支援事業

●後見人などの紹介(紹介件数25件)

親族以外の後見人などを希望するかたには、弁護士・司法書士・社会福祉士等の専門家を紹介します。

●法人後見などの受任(表2)

親族や専門家に後見人を依頼することが困難なかたに、目黒区社会福祉協議会が法人として成年後見人などを受任しています。

表2 成年後見人などの年度末受任件数

内容	件数
成年後見人	8
成年後見監督人	9

●成年後見制度の啓発・親族後見人へのサポートほか

専門家で構成する組織「めぐろ成年後見ネットワーク」と協力し、講演会や出張講座、親族後見人支援のための交流会などを実施しています。

元年度保健福祉サービス苦情調整委員による苦情調整事業(相談件数83件)

保健福祉サービスの苦情などを、利用者に代わり法律や福祉の専門家である保健福祉サービス苦情調整委員が、中立的な立場で調査し、対応します。

苦情申し立て(表3)

苦情調整委員と面談(予約制)後、申立書を提出し、申し立てを行いました。実施した申し立ては表3のとおりです。

表3 苦情申立件数

内容	件数
介護保険に関するもの	0
高齢者福祉に関するもの	0
保健福祉に関するもの	0
障害者福祉に関するもの	0
障害者総合支援法に関するもの	0
低所得に関するもの	1
子育て支援に関するもの	0
保育に関するもの	0
合計	1

苦情調整委員の対応状況(表4)

申し立てについて調査を行い、結果を申立人に通知するとともに、表4のとおり事業者などに要望等を行いました。「その他」として苦情調整委員の「発意による調査」(1件)を実施しました。

表4 苦情調整委員の対応件数

内容	件数
勧告	0
意見表明	0
文書による申し入れ	0
口頭による申し入れ	0
文書による要望	1
口頭による要望	0
申し立ての取り下げ	1
面談のみ	0
その他	1
合計	3

元年度苦情調整委員運用状況報告書は、8月上旬から、総合庁舎本館1階区政情報コーナー・権利擁護センター「めぐろ」、地域包括支援センターなどでご覧になれます。

※感染症対策のため、施設での閲覧を休止する場合があります